

第5回教育委員会会議

令和7年3月26日
午後3時30分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第35号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する会計年度任用職員

2 改正の趣旨及び理由

(1) 妊娠障害休暇に係る改正について

本市では、働きやすさと働きがいのある魅力ある職場を目指し、安心して出産・子育てをすることができる職場環境を整備するため、妊娠中の女子職員 1 人 1 人のニーズに応じて、職員が安心して働き続けることができるよう、妊娠障害休暇の取得可能日数を「7 日」から「14 日」とすることとしたため、所要の改正を行うものである。

(2) 子の看護休暇に係る改正について

国家公務員（非常勤職員を含む。）においては、子の看護休暇の取得事由について、令和 7 年度より、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業に伴うその子の世話をを行う場合及び子の学校行事に参加する場合が追加されることとなった。

本市においても同様に、子の看護休暇の取得事由を追加することにより、職員の多様なニーズに対応し、職員の家庭生活の充実を図ることとしたため、所要の改正を行うものである。

(3) 会計年度任用職員の休暇取得要件に係る改正について

国家公務員（非常勤職員）においては、子の看護休暇等の取得要件で定めている 6 月以上の任期又は継続勤務の要件を緩和し、任期の短い非常勤職員についても採用当初からこれらの休暇が取得可能となった。

本市においても同様に、働き方改革を進める中で会計年度任用職員の働きやすさについて考慮し、子の看護休暇、出生サポート休暇及び短期介護休暇の取得要件を緩和することで、職員の仕事と家庭生活の両立を促進することとしたため、所要の改正を行うものである。

3 改正内容

(1) 前記 2 (1) の改正について（第 11 条第 1 項第 10 号関係）

教育委員会所管の学校園に勤務する会計年度任用職員について、妊娠中の女子職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合に取得できる妊娠障害休暇の取得可能日数を「7 日」から「14 日」に改める。

(2) 前記 2 (2) の改正について（第 11 条第 1 項第 17 号関係）

教育委員会所管の学校園に勤務する会計年度任用職員について、子の看護休暇に係る取得事由として、子の教育又は保育に係る行事のうち教育長が定めるものへ参加をする場合を追加する。

また、学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行う場合についても、規則において明記する。

(3) 前記2(3)の改正について（第11条第1項第10号の2関係）

子の看護休暇、出生サポート休暇及び短期介護休暇を取得することができる会計年度任用職員の要件について、「任用の期間が6月以上であること又は本市の職員として引き続き6月以上在職していること」を削除する。

4 施行期日

令和7年4月1日

なお、施行日前に使用された妊娠障害休暇又は子の看護休暇は、改正後の規則の規定による妊娠障害休暇として使用されたものとみなすこととする。

5 公布日（予定）

令和7年3月31日

議案第35号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別休暇） 第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 〔(1)～(9) 略〕 (10) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき<u>14日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間 (10の2) 会計年度任用職員（<u>1週間</u>の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。）が不妊治療に係る通院等（教育長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲	（特別休暇） 第11条 〔同左〕 〔(1)～(9) 同左〕 (10) 妊娠中の会計年度任用職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難な場合 1回の妊娠につき<u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間 (10の2) 会計年度任用職員（<u>任用の期間が6月以上である職員又は本市の職員として引き続き6月以上在職している職員のうち、1週間</u>の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第17号及び第18号において同じ。）が不妊治療に係る通院等（教育長が定めるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（当該通院等が

内で必要と認める期間 〔(11)～(16) 略〕 (17) 中学校就学の始期に達するまでの子 （配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員がその子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の<u>世話</u>、疾病の予防を図るために必要なものとして総務局長が定めるその子の世話若しくは<u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして教育長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育長が定めるものへの参加をする</u>ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(18)～(20) 略〕 〔2 略〕	体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(11)～(16) 同左〕 (17) 中学校就学の始期に達するまでの子 （配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員がその子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の<u>世話又は疾病の予防</u>を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話<u>を行うこと</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間 〔(18)～(20) 同左〕 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第10号又は第17号の規定による特別休暇は、この規則による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第11条第1項第10号又は第17号の規定による特別休暇として使用されたもの

とみなす。